

クラウドファンディング事業 利用規約

第 1 章 総則

第 1.1 条 (規約の趣旨)

1. この規約（以下「本規約」といいます。）は、お客様と株式会社エスエフジーエージェンシー（以下「当社」といいます。）との間における次の事項を明確にすることを目的とします。

(1) 本サイトで当社が提供するデジタルスポーツ事業（以下「本事業」又は「本事業サービス」といいます）におけるお客様と当社との権利義務関係その他これに付随する事項

(2) 当社が融資型、株式型、またはその混合型と位置づけてお客様に提供するクラウドファンディングサービスについて、お客様が出資者となる場合におけるお客様と当社との権利義務関係その他これに付随する事項

2. お客様が出資される場合には、別途、当社との間で出資に関する金銭消費貸借契約（株式譲渡予約権）（以下「契約」といいます）を締結いただきます。

3. 当社は、お客様に対し、郵送又は電磁的方法により、契約締結前交付書面をお客様に交付します。また、お客様は、同書面の内容を十分に理解したうえで、取引を行うものとします。

第 1.2 条 (申込方法等)

1. お客様がインターネットによる電磁的方法又は当社所定の方法により、必要事項を記入のうえ当社にお申込みをされ、別途契約書を交わすことにより、本事業に関する契約が成立します。

2. 当社は、お客様が次の各号のいずれに該当する場合、お申込みに応じないものとします。

(1) お客様が国内に居住されていない場合

(2) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない場合

(3) 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）である場合

(4) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者である場合、または暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者である場合

(5) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者である場合

(6) 暴力団員等に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、又は、役員もしくは経営に実質的に関与している者が暴力

団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められた場合

(7)その他当社が定める事項に該当する場合

(8)お客様が未成年である場合（ただし、お客様のお申込みにつき保護者が同意している等の場合には、当社の裁量による）

第 1.3 条（本事業の追加）

1. 当社は、本規約の定めに従い本規約を改定し、NEVERLAND TOKYO（デジタルアート & スポーツ）事業公式ウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）上に、随時、本事業サービスを追加できるものとします。

第 1.4 条（届出等）

1. お客様は、お申込み時に、お客様本人の真正の氏名、住所等を届け出るものとします。仮名、通称名および借名による届け出気付け住所等による届け出は認められません。

2. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、お客様の本人確認を行います。その際、お客様に連絡する場合がありますので、お客様はこれに応じるものとします。

第 1.5 条（個人情報等の取扱い）

1. 当社は、お客様より届け出られた氏名、住所、電話番号等のお客様を特定する個人情報及び個人番号を適正に管理し、別に定める「個人情報保護方針」により取扱うものとします。

第 1.6 条（法令等の遵守）

1. お客様及び当社は、会社法令並びに出資法の諸規則を遵守するものとします。

2. お客様は、本規約に定める事業内容を十分に理解したことを確認し、自らの責任と判断に基づき、自らの資金により自らのために取引を行うものとします。当社が別途認めた場合を除き、第三者の代理人としての取引は認められません。

第 2 章 本事業に基づく取引

第 1 節 総則

第 1.1 条（本事業の利用）

1. お客様は、本事業サービスを利用して、当社が別途定める取引の契約等を締結し、情報の取得を行うことができます。

2. お客様が本事業を利用できる期間及び時間は、当社が定めるものとします。

第 1.2 条 (出資の申込み)

1. お客様が出資に関する契約を締結する場合、本サイト上の所定の手続に従い、出資を希望する額、その他必要な事項を明示して出資の申込みを行うものとします。

第 1.3 条 (禁止行為)

お客様は、本事業に参加するにあたり、下記の行為を行ってはならないものとします。万一、下記に該当する事実が判明した場合、本事業のご参加をお断りする場合があります

- (1) 法令に違反する行為、そのおそれのある行為、又はこれに類似する行為
- (2) 詐欺その他犯罪に結びつく行為又はこれに結びつくおそれのある行為
- (3) 当社もしくは第三者の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (4) 当社もしくは第三者の設備又は本事業の運営・維持に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (5) 第三者になりすまして本事業サービスを利用する行為
- (6) 本事業の内容や本事業サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (7) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為
- (8) その他、法令等もしくは公序良俗に違反し、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為
- (9) 前各号に定める行為を助長する行為
- (10) 前各号に該当する恐れがあると当社が判断する行為
- (11) その他、当社が不適切と判断する行為

免責・解約・法的等

第 2 節

第 2.1 条 (免責事項)

1. 当社では事業に生じうる様々なリスクに対処するため、必要な管理体制及び管理手法を整備しておりますが、予測困難な事由も多く、すべてのリスクを完全に回避することは困難です。

以下のリスクは、投資家の判断に重要な影響を及ぼす事項を重要性の観点から取り上げたもので、これ以外にも未知のリスクや現時点では重要と見なされていないリスクも存在します。

【投資リスク】

経営環境の変化等により期待通りの収益が上げられず、投資の回収可能性が低下する可能性があります。また、一定期間にわたって成果を上げられない状況が続き、投資の一部または全部が損失となるリスクがあります。

【信用リスク】

取引先の信用状況の悪化や経営破綻等により、これらの債権等が回収不能となる、あるいは、商取引が継続できないことにより、契約履行責任を負担するリスクがあります。

【自然災害に関するリスク】

事業活動を展開する地域において、地震等の自然災害が発生する場合のほか、感染症が発生した場合など、事業活動に影響を及ぼすリスクがあります。

2. お客様は、本事業に基づき出資を行うか否かにつき、自らの責任にて調査及びリスク判断を行った上、出資をするものとし、当該投資判断に関して、当社に対して責任を追及しないものとします。

第 2.2 条（解約事由）

お客様が次のいずれかに該当したときは、本事業に関する契約及び出資に関する契約は解約されるものとします。

- (1) 本規約に定める事項に違反したとき
- (2) 届出事項等について虚偽の届出を行ったことが判明したとき
- (3) 当社との取引に関して脅迫的な言動をし、威力を用い又は業務を妨害したとき
- (4) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと判断したとき
- (5) お客様が風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損したとき
- (6) 甲及び乙は、以下のいずれかの事由が相手方に発生した場合は、相手方に対し書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
- (7) 相手方に本契約の違反があり、その旨催告があつてから2週間以内に当該違反が改善されない場合
- (8) 届出事項等について虚偽の届出を行ったことが判明したとき
- (9) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあつたとき
- (10) 提供された事業資金の全部又は一部が犯罪行為により不正に取得したものであると甲が判断したとき

第 2.3 条（再委託）

当社は、本事業の提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託できるものとします。

第 2.4 条（本規約上の地位の譲渡等）

1. 本規約に基づくお客様の地位を第三者に譲渡し、担保差入し、又はその他の処分をすることは禁じられています。
2. 当社は、諸条件がお客様に不利に変更されないことを条件として、お客様の同意を要

することなく、本規約に基づく当社の地位及び権利の一切を第三者に譲渡し、担保差入し、又はその他の処分を行うことができるものとします。

第 2.5 条（合意管轄）

お客様と当社との間の本規約に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 2.6 条（本規約の変更）

1. 本規約は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは改正されることがあります。
2. 改正の内容が、お客様の権利を制限し、又は新たな義務を課すこととなる場合には、その内容を通知します。
3. 前項の通知は、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、本サイトへの掲載によって代える場合があります。
4. 通知又は前項の掲載が行われた後、お客様から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第 2.7 条（分離独立性）

本規約のいずれかの条項が違法又は無効とされたとしても、他の条項についてその適法性又は有効性が認められる限り、当該他の条項には何らの影響をも及ぼさないものとします。

以上

（2024 年 03 月 21 日更新）